

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員給与規程

制 定 平成17年 3月14日

最終改正 令和 5年12月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構就業規則（以下「就業規則」という。）第49条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日出勤手当、チームリーダー業務手当、期末手当、勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第3条 俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、チームリーダー業務手当は、その月額を当該月の17日に、超過勤務手当、休日出勤手当は、その月の翌月の17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、土曜日に当たるときは16日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは18日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、それらの日が日曜日に当たるときは前々日に、土曜日に当たるときは前日に支給する。

(給与の支払)

第4条 職員の給与は、現金で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項ただし書きの手續により、職員の給与から控除すべき金額がある場合には、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員が書面をもって指定した預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第5条 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、その月の途中から支給するとき、又はその月の途中まで支給するときの俸給は、その月の現日数から就業規則第38条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 5 前4項の規定は、管理職手当及び地域手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第6条 職員が次の各号の一に該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第3条の規定にかかわらず、当該請求者に速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 退職し、又は解雇されたとき
- 二 本人が死亡したとき

(非常時払)

第7条 職員が次の各号の一に該当する場合で、かつ本人から請求があつたときは、第3条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与を速やかに支払うものとする。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用に充てるとき
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき
- 四 その他特に必要と認めるとき

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 第17条及び第23条から第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、地域手当の月額及び管理職手当の月額の合計額を毎年1月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(端数計算)

第9条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

(俸給)

第11条 俸給は、別表第1の1に掲げる俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給

する。

- 2 就業規則第19条の2の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の俸給は、別表第1の1に掲げる俸給表に定める級と再雇用職員欄の俸給月額による。

（初任給）

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第13条 勤務成績が良好な職員で従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第14条 職員を降任させた場合は、下位の職務の級に変更させることができる。

（昇給）

第15条 職員の昇給は、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（職務の級が7級以上であるもの（以下「特定職員」という。）にあつては、3号俸）とすることを標準として第5項に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別表第1の2に定める基準に基づき決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 職員を昇給させる場合の号俸は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第1の2に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。
- 6 職員の昇給区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、別に定めるところにより行うものとする。
- 一 勤務成績が極めて良好である職員 A
 - 二 勤務成績が特に良好である職員 B
 - 三 勤務成績が良好である職員 C
 - 四 勤務成績がやや良好でない職員 D
 - 五 勤務成績が良好でない職員 E

- 7 前年の昇給日後に新たに職員となった職員又は同日後に新たに職員となったものとして号俸を決定された職員の昇給の号俸数は、第5項の規定にかかわらず同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（別に定める職員にあつては、別に定める号俸数）とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 8 第5項又は前項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第5項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

第3章 給与の特例等

（休職者等の給与）

- 第16条 就業規則第12条第1項第1号の事由に該当して休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたうち、職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合によるものであるときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80以内を支給することができる。
 - 4 職員が就業規則第12条第1項第2号に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
 - 5 職員が就業規則第12条第1項第3号の事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
 - 6 職員が就業規則第12条第1項第4号の事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。
 - 7 職員が就業規則第12条第1項第5号の事由に該当して休職にされたときの休職の期間中の俸給等については、その事由に応じて定める。
 - 8 就業規則第12条の規定により休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業者及び介護休業者の給与)

第16条の2 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員の育児及び介護休業等に関する規程(以下「育児・介護休業規程」という。)により育児休業(育児短時間勤務及び育児時間を含む。)又は介護休業(介護短時間勤務を含む。)する職員の給与は同規程で定める。

(給与の減額)

第17条 職員が勤務しない場合は、就業規則第38条に規定する休日その他その勤務しないことに特に承認があった場合を除き、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患の場合にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び地域手当の半額を減ずる。

第4章 諸手当

(管理職手当)

第18条 管理職手当は、別表第2に掲げる管理又は監督の地位にある職を占める職員(以下「管理職員」という。)に支給する。

2 管理職手当の月額は、俸給月額に、別表第2に掲げる適用区分に応じた支給割合を乗じて得た額とする。

3 管理職手当には、勤務が深夜(午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。)に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

4 管理職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったときはその月の管理職手当は支給しない。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、職員俸給表における職務の級が9級以上である職員には支給しない。

2 前項に規定する扶養親族は、別表第3の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、扶養親族ごとに同表の手当額欄に定める額の合計額とする。

3 扶養親族である子のうち満15歳に達する日後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、該当する子1人につき5,000円の額を前項の規定による額に加算する。

4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に

配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届けなければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(別表第3第2号、第3号及び第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(地域手当)

第20条 地域手当の月額、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第21条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。

- 2 住居手当の月額は、別表第4に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。
- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備することに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに理事長に届けなければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅及び家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

(通勤手当)

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - 二 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる額。ただし55,000円を超えるときは、

55,000円とする。

イ 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関を利用する区間については、最も経済的かつ合理的であると認められる通用期間に相当する期間の定期券の価格

ロ イに掲げる区間以外の交通機関等を利用する区間については、最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分の運賃の額

二 前項第2号に掲げる職員 別表第5に掲げる額

三 前項第3号に掲げる職員 前2号に定める額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。）。

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合は、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のための負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

4 第1項の職員が、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

（超過勤務手当）

第23条 就業規則第35条第1項の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第18条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び役員には支給しない。

（超過勤務手当の割増し）

第23条の2 前条に規定する手当の支給に係る勤務を行った全時間が一の給与期間において60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間（その60時間を超えて勤務した時間について労基法第37条3項定める職員代表との書面による協定により、当該職員が就業規則第46条の2に規定する代替え休暇を取得した場合は、当該取得した時間に相当するものとして当該協定で定める勤務時間を除く。）に対して、前条の規定にかかわらず、1時間につき、1時間あたりの給与額の100分の150を超過勤務手当として支給する。

（休日出勤手当）

第24条 就業規則第35条第1項の規定により同規則第38条に規定する休日（同規則第39条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規則第39条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が

午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160)を休日出勤手当として支給する。ただし、第18条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び役員には支給しない。

(チームリーダー業務手当)

第24条の2 チームリーダー業務手当は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構事務組織規程第3条第1項第4号に規定するチームリーダーの業務に従事する職員に対して支給する。

2 前項の手当の月額は、20,000円とする。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条により解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、別表第6に定めるところによる。

3 在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6月以内の期間において、給与法適用者等が職員となった場合にその者が直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入することができる。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 休職者(就業規則第12条第1項第1号から第3号及び第5号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。以下同じ。)

ロ 刑事休職者(就業規則第12条第1項第4号の規定に該当して休職にされている職員をいう。以下同じ。)

ハ 就業規則第47条及び第48条の規定により育児休業又は介護休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

二 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において引き続き給与法適用者等の職員となった者(当該機関において職員としての在職期間を通算されるものに限る。)

5 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差し止めとすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし、又は一時差し止めとする。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、又は就業規則第23条により解雇された職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、別表第7に定めるところによる。

3 前条第4項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者（就業規則第12条第1項の規定により休職にされている職員（第18条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第3項及び第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

（特定の職員についての適用除外）

第26条の2 第11条第2項に規定する再雇用職員には扶養手当及び住居手当に関する規定は適用しない。

（給与の額等の改定）

第27条 この規程に定める俸給及び諸手当の額等は、国家公務員の給与の改定状況のほか、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように改定するものとする。

第5章 雑則

（規程の改廃）

第28条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

（実施に関し必要な事項）

第29条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

（この規程により難い場合の措置）

第30条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

1 この規程は、平成17年3月14日から施行する。

2 この規程は、当分の間、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）その他国家公務員に適用される法令の内容に準拠して取り扱うものとする。ただし、本機構が独自に定める規定を妨げるものではない。

附 則

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

2 平成17年12月に支給する勤勉手当にあつては、第26条第2項中「受けるべき地域手当の月額合計額を加算した額に100分の70（管理職員にあつては、100分の90）

を乗じて得た額」とあるのは「受けるべき地域手当の月額合計額を加算した額に100分の71.6（管理職員にあっては、100分の91.6）を乗じて得た額」と読み替えて適用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員及びこれに準ずる職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（これに準ずる職員にあっては受けていたとみなす俸給月額）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前項の俸給を支給される職員に関しては、第18条第2項、第25条第2項及び第26条第2項に規定する俸給月額は、俸給月額と前項の俸給の額との合計額とする。
- 4 平成19年1月1日に特定職員を第15条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、当該特定職員の昇給区分に応じて別表第1の2に定める昇給号俸数表に定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をD又はE（第15条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、C、D又はE）に決定された特定職員は、昇給しない。
- 5 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日に職員を第15条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、当該職員の昇給区分に応じて別表第1の2に定める昇給号俸数表に定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をE（第15条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、D又はE）に決定された職員は、昇給しない。
- 6 平成19年1月1日における特定職員の昇給の号俸数は、第4項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、平成18年6月1日（同日後新たに職員となった特定職員又は同日後に新たに職員となったものとして号俸を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号俸を決定された日）から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（別に定める特定職員にあっては、別に定める号俸数）とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる特定職員は、昇給しない。
- 7 平成19年1月1日における特定職員以外の職員（以下「一般職員」という。）の昇給の号俸数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数（同項において「基準号俸数」という。）に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に新たに職員となったものとして号俸を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号俸を決定された日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（別に定める一般職員にあっては、別に定める号俸数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は昇給しない。

- 一 この項の規定による号俸数が零となる一般職員
 - 二 第15条第3項の規定の適用を受ける一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当するもの
 - 三 次項第3号に掲げる一般職員（第15条第3項の適用を受けるものを除く。）で理事長が昇給させることが相当でないとするもの
- 8 一般職員の基準号俸数は、勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。
- 一 勤務成績が特に良好である一般職員 8号俸以上（第15条第3項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、4号俸以上）
 - 二 勤務成績が良好である一般職員 4号俸
 - 三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号俸以下

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当にあっては、第25条第2項中「6月に支給する場合においては100分の140」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と読み替えて適用するものとする。
- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当にあっては、第26条第2項中「100分の150」とあるのは「100分の140」と、「100分の190」とあるのは「100分の170」と、「100分の72」とあるのは「100分の67」と、「100分の92」とあるのは「100分の82」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日付けで平成18年6月1日改正附則第5項の規定により昇給した職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定を適用しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第11条に規定する俸給は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成27年1月1日に職員を第15条第2項の規定により昇給させる場合の号俸数は「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と読み替えて適用する。
- 3 平成26年12月に支給する勤勉手当にあつては、第26条第2項中「100分の150」とあるのは「100分の165」と、「100分の190」とあるのは「100分の205」と、「100分の72」とあるのは「100分の79.5」と、「100分の92」とあるのは「100分の99.5」と、「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と読み替えて適用するものとする。
- 4 平成26年12月に支給する勤勉手当の総額は、平成22年12月1日改正附則第4項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と読み替えて適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（その職務の級が職員俸給表の6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 3 前項の俸給を支給される職員に関しては、第8条第1項、第18条第2項、第20条第1項、第25条第2項及び第26条第2項に規定する俸給月額は、俸給月額と前項の俸給の額との合計額とする。

附 則

この規程は、平成28年2月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、改正後の第11条の規定は、平成28年4月1日から適用する。
2. 平成30年3月31日までの間、第26条第2項に規定する勤勉手当の総額の範囲は、同項の規定に係わらず、同項の規定により算出した額から、平成22年12月1日施行職員給与規程附則第2項の規定により給与が減じられて支給されているものの、勤勉手当減額対象基礎額に100分の1.35（特定職員にあっては、100分の1.65を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額対象額に100分の90（特定職員にあっては、100分の110）乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、11条に規定する俸給は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年12月に支給する期末手当にあつては、第25条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは、「100分の117.5」と読み替えて適用する。
- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、第3項中「100分の72.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の70」と読み替えて適用する。
- 4 平成30年12月に支給する勤勉手当にあつては、第26条第2項中「100分の185」とあるのは「100分の190」と、「100分の225」とあるのは「100分の230」と、「100分の89.5」とあるのは「100分の92」と、「100分の109.5」とあるのは「100分の112」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と読み替えて適用する。
- 5 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、第3項中「100分の47」とあるのは「100分の49.5」と、「100分の57」とあるのは「100分の59.5」と、「100分の43.5」とあるのは「100分の46」と、「100分の53.5」とあるのは「100分の56」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」と読み替えて適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、11条に規定する俸給は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 令和元年12月に支給する勤勉手当にあつては、第26条第2項中「100分の192.5」とあるのは「100分の195」と、「100分の230」とあるのは「100分の235」と、「100分の92」とあるのは「100分の94.5」と、「100分の112」とあるのは「100分の114.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と読み替えて適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年12月に支給する期末手当にあつては、第25条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と読み替えて適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に在職する者については、令和4年4月1日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。
- 3 令和4年12月に支給する勤勉手当における別表7の支給割合については、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」と、読み替えて適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日に在職する者については、令和5年4月1日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。
- 3 令和5年12月に支給する期末手当における別表第6の期別支給割合については、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」と、読み替えて適用する。
- 4 令和5年12月に支給する勤勉手当における別表第7の支給割合については、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の48.75」とあるのは「100分の50」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」と、読み替えて適用する。
- 5 令和5年12月に支給する勤勉手当における別表第7の成績率については、「205/100以下121.5/100以上」とあるのは「210/100以下124/100以上」と、「245/100以下145.5/100以上」とあるのは「250/100以下148/100以上」と、「121.5/100未満110/100以上」とあるのは「124/100未満112.5/100以上」と、「145.5/100未満131/100以上」とあるのは「148/100未満133.5/100以上」と、「98.5/100」とあるのは「101/100」と、「118.5/100」とあるのは「121/100」と、「98.5/100未満」とあるのは「101/100未満」と、「118.5/100未満」とあるのは「121/100未満」と、「50/100以上」とあるのは「51.5/100以上」と、「60/100以上」とあるのは「61.5/100以上」と、「46.5/100」とあるのは「48/100」と、「56.5/100」とあるのは「58/100」と、「46.5/100未満」とあるのは「48/100未満」と、「56.5/100未満」とあるのは「58/100未満」と、読み替えて適用する。